

熊本県条例第 27 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
 熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 3 号を第 4 号とし、第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 漁船法（昭和 25 年法律第 178 号）第 2 条第 1 項に規定する漁船が専ら漁業の用に供するものとして知事が指定した栈橋、浮栈橋又は物揚場（当該漁船の主たる根拠地に存するものに限る。）を使用するとき。

別表第 1 岸壁、栈橋、浮栈橋又は物揚場の項に次のように加える。

係船専用浮栈橋	船舶の長さ 1 メートル当 たり 1 月につ き	420.00	1 メートル未 満の端数がある 場合は 1 メー トルとし、1 月 未満の端数があ る場合は 1 月 として計算す る。
---------	-----------------------------------	--------	---

別表第 1 港湾施設用地（道路の敷地を除く。）の項中

その他の使用	1 平方メ ル当たり までごと き
--------	----------------------------

一ト 1 月 につ	知事が定める額	
-----------------	---------	--

を

その他の使用	1 平方メー トル当たり 1 月 につき
--------	----------------------------

知事が定める額	1 月未満の使用 については日割 計算とする。
---------	-------------------------------

に改め、同表に次のように加える。

マリーナ 施設	係船専用 浮栈橋	長期使用	1年につき 長さ5メートル以下 の船舶 長さ5メートルを超 え7.5メートル以下 の船舶 長さ7.5メートルを 超え9メートル以下 の船舶 長さ9メートルを超 える船舶	80,400.00 110,400.00 132,480.00 132,480 円に長さ9メー トルを超える部分 0.3 メートルごとにつき 4,200 円を加算した額	長さ9メートルを超え る部分について 0.3 メートルに満たないも のは、0.3 メートルと して計算する。
		短期使用	1 日につき	2,000.00	